

平成 30 年度 第 8 回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	平成 30 年 11 月 26 日(月) 午後 16 時 00 分～午後 17 時 30 分							
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室							
出席委員 13 名 欠席委員 1 名	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠 の別		
	1	和喜田 重則	出	8	土居 尚行	出		
	2	畑田 藤志郎	出	9	河野 仁	出		
	3	岡添 蔦代	出	10	西崎 梅一	出		
	4	孝野 覚也	出	11	尾崎 春夫	欠		
	5	山口 深	出	12	田中 定嘉	出		
	6	西口 孝	出	13	谷口 八千代	出		
	7	太田 憲男	出	14	浜田 暁	出		
議事録署名人	10	西崎 梅一		12	田中 定嘉			
総会に出席 した者の氏名 推進委員 5 名 事務局職員 2 名	職名		氏名		職名		氏名	
	推進委員		増崎 淳子		推進委員		山下 延夫	
	推進委員		山本 哲也		推進委員		佐藤 恵子	
	事務局長		吉村 克己		課長補佐		松本 仁志	
会議の内容	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について 議案第 3 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第 4 号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)							

平成 30 年度第 8 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から平成 30 年度愛南町農業委員会第 8 回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は 14 名中 13 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、10 番、西崎 梅一委員と 12 番、田中 定嘉委員を指名致します。 それでは、日程第三、議案審議に入ります。 まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	はじめに、書類の差替えのお願いです。 本日、お配りしました議案と建物配置図、それぞれ 1 枚ずつですが、議案第 2 号、受付番号 13 番の案件の内容の修正によるものです。受付番号 13 番の、「施設等」の内容につきまして、居宅が修正前 90 m ² を修正後 67.07 m ² へ、それから通路他が修正前 213 m ² を修正後 235.93 m ² へ、また、面積は修正ありませんが車庫を駐車場へ、それぞれ修正しております。また、これに伴いまして、建物配置図も修正しております。お手数をおかけしますが、それぞれ差し替えをお願いいたします。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。 受付番号 13 番、緑甲 28 番外 2 筆、地目・面積は田・945 m ² 、畑・1,766 m ² で 3 条有償移転でございます。経営面積は 50.2a でございます。 受付番号 14 番、緑甲 1055 番 1、地目・面積は畑・3,146 m ² で 3 条使用貸借でございます。経営面積は 192.3a でございます。 受付番号 15 番、上大道 1165 番 1、地目・面積は畑・731 m ² で 3 条地上権でございます。この案件は後ほど 5 条申請でもご説明いたしますが、営農型太陽光発電設備の用地になりますので、農地の地上部分の権利設定でございま

	<p>す。</p> <p>以上 3 件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんが来られておりませんので、事務局よりご報告を受けたいと思います。13 番お願ひ致します。</p>
事務局	<p>追加で説明ですが、この案件のうち 2 筆は荒廃農地になっております。ここにしましては、野菜の栽培をするということで、農地を再生して野菜を作るということになっております。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p>
委員	<p>次に 14 番お願ひ致します。</p> <p>場所は○から○○温泉に向かって奥に県道を進んで行き、橋を渡ってすぐにある○○の向こうの県道沿いの埋め立てたようになっているのが何箇所もあり、その一角です。申請地は畑になっているけど、埋めあげてきれいに整地されていて、草は生えているけど畑にはなるという雰囲気ではあります。貸付人の土地を借受人が借りて、私への説明では、○○の所の太陽光発電の下にサカキを植えた所があるのですが、そのような方法で半分くらいサカキを植えてやっていきたいという話をされておりました。近所を見ましても家もなく、県道端なので草がすごいわけではありませんが、農地として利用されていない状態のところがほとんどなので、他の人に迷惑をかけることはないし、水路も脇にあるので、問題は無いかなと思います。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>

議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>〇〇は、植えて何年になるかなあ。以前は3年で農業の実績を出さなかったら、許可は解除するというで始まったのだが、植えるのは植えとるが実際農業経営しとるかどうか、それを確認しないことには、新たなものを許可はすべきじゃないと思うのですよ。植えただけではいけん。必ず出荷して、農業としての活動をしなければならないということで、あそこは許可したのですよ。それを実際しとるのかどうか。どうなのですか。</p>
事務局	<p>一番初めに営農型を設置したのは〇〇の案件だと思うのですが。当時の申請書の中で、出荷といいますか、4年目から販売できるような形になるという形で申請を出しております。平成28年であったかと思うのですが、今が3年目辺りで、来年から順次出荷できるようになるのかなあと思っております。営農型の場合、毎年作物の生育状況を県の方に報告する必要が有りますので、報告をしておりますが、今のところ、枯れてどうにもならないとか、そういう状態ではありませんので、いいのかなという形でみております。</p>
委員	<p>順調にいつているとは思えんのじゃけど。植えた時より小さくなってないかという声もある。それは本当に、ちゃんと確認しとるの？それを農業委員会がしとるかどうか。</p>
事務局	<p>先ほど言ったように年一回の報告ですが、専門家の目で見るという形で、県の普及の主幹の方に確認をしていただいております。一年目は、「色が悪いね」と。私どもも思いましたが、それについては、専門家から見たら良くなってくるということで、今は良くなってきております。一応そういう検証の元に確認をしております。</p>
委員	<p>予定通り来年から出荷できますか。</p>
事務局	<p>4年目ということで、農業委員会が許可を出すための条件となっておりますので、出荷できないということであれば、条件にのっとって指導するべきだと考えております。</p>
委員	<p>私も以前、植えた時より枯れたり小さくなっていると、ここで意見を言ったこと</p>

	<p>があります。農業の魂のつくり泥をのけてしまってから、赤泥でサカキを栽培している所に問題があるのではないかと。痩せた土の方がいい葉っぱが出るのかもしれませんが、割と太っていない。むしろ、去年植えた他の地区のサカキの方が大きいような気がする。栽培も素人やし、来年出荷というのも順調に育っているのか不安は持っております。</p>
事務局	<p>今言ってもらったことについては、重々確認しないといけないと思っております。今年度確認した中で借受人と話をし、再度 4 年目の出荷という形を確認させていただこうと思っております。それができなかつたら、農地に戻してもらおうという条件がありますので、重々言った中で確認をさせてもらおうと思っております。</p>
委員	<p>サカキがどれだけの収益を見込んでかわかりませんが、そこらの計画というのは、作っておるのでしょうか。</p>
事務局	<p>後ほど 5 条のところの説明するのですが、営農型の一時転用の案件が出ております。申請書の添付資料としてサカキの収穫見込みというのを付けて頂いております。それには先ほどお話しした通り、4 年目からの見込みの数字は入っております。参考までに 4 年目が収穫量 37.8 kg・756 本、5 年目 56.7 kg・1,134 本、6 年目は 5 年目と同量の収穫予定であるということで、収穫見込みの資料は付けていただいております。</p>
委員	<p>それとですね、この土地はよく通るので見ているのですが。以前農業委員会が農地調査にも回っていました。一本松でも最高に太陽光に転用したらいいなという土地があっても、農地を不法に残土で埋め立てるので転用できないと許可してないところはたくさんあるじゃないですか。ここは埋め立てた時点で許可の申請が出ていたのかどうか。申請もなくて残土を埋め立てた土地ならば、今までに言ってきたことと違うことになるのですよ。</p>
事務局	<p>これは埋め立てた土地だと思うのですが、当初、形状変更を出しているかどうかですね。それについては確認をしたいと思っております。それと、先ほど言われた分について、収穫の計画をもっておられるというのがあるのですが、再度満倉については今の状況と営農計画を確認させてもらおうと思っております。</p>
議長(会長)	<p>この案件に関しましては、上大道の案件の経過を見てから判断する、というこ</p>

	とがよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	14 番は保留といたします。 次に 15 番お願い致します。
委員	場所は、集会所から少し入った所です。畑なのですが、畑としての利用はほとんどなされていない状態です。同じ道のもう少し先へ行ったところには、同じように太陽光パネルが設置されております。これも地上権ですので、同じようにサカキ等の植栽が計画されております。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
委員	この会社は愛南町では初めてですか？同じ農業型を高知県では、やられとるのですか？
事務局	高知県内や他の市町村の実績は把握できておりません。
委員	5 条 21 番ですが、備考欄に、「耕作者:〇〇」とありますが。
事務局	5 条 21 番につきましては、以前に 3 条申請が出ておりまして許可になっておりますので、耕作者は〇〇になっております。
委員	実際、〇〇がするなら、14 番と同じ考えか。
事務局	営農は〇〇、パネルは借受人がします。
委員	ちょっと、ここで休憩を。
議長(会長)	休憩いたします。 (休憩)

議長(会長)	再開いたします。
議長(会長)	この 15 番に関しましても 14 番と同じ業者さんが絡んでいて、同じような営農型ということです。視察に行くということで、保留という形にさせていただくのは、いかがでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	15 番は保留といたします。 次に議案第 2 号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案第 2 号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 13 番、城辺甲 4287 番 1、地目・面積は田・348 m²でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 14 番、増田 5370 番外 1 筆、地目・面積は田・1,147 m²の内 868 m²でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 15 番、増田 5369 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・636 m²の内 279 m²、畑・777 m²でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 16 番、増田 5357 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・1,050 m²でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 17 番、増田 5382 番 1、地目・面積は畑・907 m²でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 18 番、増田 408 番、地目・面積は田・2,610 m²の内 1,453 m²で</p>

ございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。

受付番号19番、広見210番1、地目・面積は畑・2,812㎡の内1,454㎡でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。

受付番号20番、広見210番1、地目・面積は畑・2,812㎡の内1,358㎡でございます。転用目的は太陽光発電設備でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。

受付番号21番、上大道1165番1、地目・面積は畑・731㎡の内0.24㎡でございます。転用目的は営農型太陽光発電設備でございます。

なお、先ほども3条地上権の案件でご説明いたしましたが、本申請は、平成28年5月の定例会で3条使用貸借の許可を受けました営農型太陽光発電事業に関する案件でございます。この3条許可により、耕作権利者は〇〇となっておりますので、備考欄にはその旨、記載しております。

本申請は、農地の一部に、ソーラーパネルを設置する際に必要な支柱や電柱、パワコン等の設備を設置することについての一時転用申請でございます。

また、農地の区分は良好な営農条件を備えている農地で、第1種農地と判断されますが、農林水産省農村振興局長通知の「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについて」により、営農型発電設備に係る一時転用の場合は、第1種農地が含まれていても、許可の対象として可否を判断するものとされておりますので、許可は可能かと思われると思います。

以上9件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんが来られていないので、事務局よりご報告を受けたいと思います。13番お願い致します。

事務局

追加説明をいたします。場所は〇〇から〇〇に入る町道を少し入った辺りになります。今回の申請は、譲受人が現在借家住まいであり手狭になったので、申請地を買受けて居宅を新築するという希望がありまして、譲渡人がその求め

	<p>に応じて売却するものでございます。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、14番お願い致します。</p>
委員	<p>14・15・16・17番の申請地が引っ付いておりますので、一緒に説明させていただきたいと思います。14・15・16番に関しましては、場所は航空写真を見て頂くとわかるのですが、上に走っているのが国道です。右の方に上に向いて伸びている道の角に〇〇マンションがあります。手前の道路が、〇〇ロードです。養護ホームが右の角に見えている場所です。道と道とに挟まれている用地で、貸付人は稲作をやめて、もう20年を超えているのですが、草刈りだけはしております。が、今からは草刈りもほとんどようやっていないのではないかと、という状況です。17番は、ちょうど〇〇マンションの隣の農地です。〇〇にずっと貸しておりまして、〇〇が引き上げた後の更地になっていて、作物が作れるような状況ではないです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>14から20番までありますが、地区の同意は全て出ているのですか？</p>
事務局	<p>環境衛生課に確認して、すべて同意は出ております。</p>
委員	<p>これは、借受人はそれぞれ違うが、工事は同じ人がするのではないかと思うのだが。投資目的で、そういう人を募って、申請が上がってきたというのではないのか？事務局ではわからんか？</p>

事務局	<p>実際には環境衛生課の方に申請が来て許可が出るというものについて、農業委員会にかけると考えておるのですが、うちも同じような考えで、環境衛生課の担当に確認はしております。環境衛生課の担当としますと、国の方針として申請者が別であってもかまわないということなので受け付けているという形を、お聞きしております。国が認めた方法で申請をしているという確認はしています。</p>
議長(会長)	<p>他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、14・15・16・17番は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、18番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は農免道路を走って〇〇に入って橋を渡ってしばらく行ったら左手に大きい太陽光設備があると思うのですが、その上の山にあたる方になります。見上げたら山としか見えないようになっているのですが、一応、農地ということで。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、18番は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、19番お願い致します。</p>
委員	<p>場所ですが、地図の下のほうにあるのが〇〇池です。その農道を挟んだ丁度上になります。以前は、みかん、ナシ、キウイなどを植えていたそうですが、動物の被害だけでなく、人の被害、隣県ナンバーの車が止まっていたということで、今は作られていません。この手前に防風林の杉が植えてあったのですが、</p>

	<p>今年になって切っています。上の畑は2段ほどの段畑になっています。今はスキや低いシダが生えて、ちょっとした畑の状態にはなっています。こちらも太陽光だそうです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>この地区同意はどうなっているのか？</p>
事務局	<p>環境衛生課に確認して、地区同意ありという回答が来ております。</p>
委員	<p>以前、〇〇の浄水場の沖のところの許可を出してことがあったが、その後同意書の判をついてくれと来た。「あれ？」と思った。同意書付いたのは、この前。「仕方ないね」とついたが、「農業委員会は先に許可を出したよ。」と言った。というのが、この件について、まだ、区会でこの話がないんよ。</p>
事務局	<p>確認します。</p>
委員	<p>区長印がすわっとるかどうか確認してみて。</p>
議長(会長)	<p>19番は今確認中です。20番も同じですので、一時保留としまして、次に行きたいと思います。次に、21番お願い致します。</p>
委員	<p>先ほどの3条15番の案件と同じです。</p>
議長(会長)	<p>3条15番と同様に保留ということでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>21番は保留といたします。</p> <p>次に議案第3号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p>

	<p>ます。</p> <p>受付番号 18 番、満倉 1922 番外 2 筆、地目・面積は田・2,115 m²、畑・617 m²でございます。場所は、満倉 1922 番が〇〇から町道を南へ 300mほど進んだあたり。上大道 1610 番と 1010 番 2 は〇〇から町道を北へ 1500mほど進んだあたりになります。</p> <p>受付番号 19 番、御荘深泥 382 番 1、地目・面積は畑・662 m²でございます。場所は、バス停から町道を西へ 500mほど進んだあたりになります。</p> <p>いずれの対象地も調査年月日は平成 30 年 9 月 21 日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、いずれの対象地も農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。航空写真をご覧くださいますと、いずれの対象地も雑木や竹が生えており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われます。また、周囲につきましても対象地同様に山林・原野化しております。以上 2 件でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第 4 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 4 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 67 番は再設定で、御荘菊川 303 番、地目・面積は田・2,422 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 68 番は再設定で、御荘菊川 1497 番 1、地目・面積は田・973 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p>

受付番号 69 番は再設定で、御荘菊川 1821 番 1 外1筆、地目・面積は田・3,197 m²、畑・627 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 70 番は再設定で、御荘菊川 727 番 1、地目・面積は田・1354 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 71 番は再設定で、御荘菊川 1820 番、地目・面積は田・1,727 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 72 番は再設定で、御荘菊川 338 番 1 外 2 筆、地目・面積は田・3,069 m²、畑・266 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 73 番は再設定で、御荘菊川 1067 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・2,242 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 74 番は再設定で、御荘菊川 1172 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・2,001 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 75 番は再設定で、御荘菊川 983 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・1,142 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 76 番は再設定で、御荘菊川 1823 番、地目・面積は田・1,051 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 77 番は再設定で、御荘菊川 1865 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・2,348 m²、畑 60 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 78 番は再設定で、御荘菊川 1866 番 1 外 2 筆、地目・面積は田・2,822 m²、畑 250 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。

受付番号 79 番は再設定で、御荘菊川 1837 番、地目・面積は田・914 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 80 番は再設定で、緑甲 178 番外 6 筆、地目・面積は田・2,721 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 81 番は再設定で、緑甲 235 番外 2 筆、地目・面積は田・762 m²、畑・1,521 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 82 番は再設定で、緑乙 217 番 1 外 3 筆、地目・面積は畑・11,056 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。

受付番号 83 番は再設定で、中川 923 番 1、地目・面積は田・2,270 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。

受付番号 84 番は再設定で、城辺甲 2476 番 1、地目・面積は田・313 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 1 年でございます。

受付番号 85 番は再設定で、城辺甲 2564 番外 3 筆、地目・面積は田・1,496 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 1 年でございます。

受付番号 86 番は再設定で、城辺甲 3867 番、地目・面積は田・785 m²、賃貸

借で生産物は水稻、期間は1年でございます。

受付番号 87 番は再設定で、防城成川 294 番外 2 筆、地目・面積は畑・4,617 m²、賃貸借で生産物はなつみ、期間は5年でございます。

受付番号 88 番は再設定で、満倉 2688 番外 1 筆、地目・面積は田・2,233 m²うち対象面積は 1,524 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。

受付番号 89 番は再設定で、城辺甲 539 番、地目・面積は畑・595 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は5年でございます。

受付番号 90 番は新規で、御荘菊川 1845 番外 1 筆、地目・面積は田・4,686 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。

受付番号 91 番は新規で、正木 2276 番外 2 筆、地目・面積は田・3,805 m²、使用貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。

受付番号 92 番は新規で、正木 2299 番、地目・面積は畑・127 m²、使用貸借で生産物は水稻、期間は5年でございます。

受付番号 93 番は新規で、上大道 802 番 1 外 2 筆、地目・面積は畑・1,497 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は10年でございます。

受付番号 94 番は新規で、城辺乙 224 番、地目・面積は畑・2,783 m²うち対象面積は 1,742 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は10年でございます。

受付番号 95 番は新規で、上大道 1243 番 1、地目・面積は畑・2,827 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は10年でございます。

受付番号 96 番は新規で、上大道 1382 番 1 外 2 筆、地目・面積は田・245 m²、畑・3,552 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は10年でございます。

受付番号 97 番は新規で、上大道 1257 番 1 外 1 筆、地目・面積は畑・2,369 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は10年でございます。

受付番号 98 番は新規で、上大道 525 番外 7 筆、地目・面積は田・2,840 m²、畑・2,781 m²うち対象面積は 1,781 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は10年でございます。

受付番号 99 番は新規で、城辺乙 222 番外 1 筆、地目・面積は畑・1,560 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は10年でございます。

受付番号 100 番は再設定で、御荘和口 15 番外 2 筆、地目・面積は田・2,512 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は3年でございます。

受付番号 101 番は再設定で、御荘和口 15 番外 2 筆、地目・面積は田・1,629 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は3年でございます。

受付番号 102 番は再設定で、御荘和口 165 番外 14 筆、地目・面積は田・9,365 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は3年でございます。

	<p>以上 36 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、84 番から 86 番は和喜田委員が議案当事者ですので退室をお願い致します。</p>
委員	<p>(和喜田委員退室)</p>
議長(会長)	<p>84 番から 86 番について、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>84 番から 86 番はご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>
委員	<p>(和喜田委員入室)</p>
議長(会長)	<p>その他 33 件について、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>93 番から 99 番は、何を耕作するのか。</p>
事務局	<p>柿を植えると聞いています。</p>
議長(会長)	<p>他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>先ほどの 5 条 19 番 20 番をお願いします。</p>

事務局	<p>先ほどの 19 番 20 番についてですが、19 番は 10 月 30 日付けで〇〇区長から印鑑をもらっております。同じように 20 番についても 10 月 30 日付けで〇〇区長から印鑑をもらっております。しかしながら、区長さんがどういうかたちでなのか、委員さんが言われたように区会にあがってきていない事情が分からないのですが、平成 28 年 6 月 30 日に、以前の区長からも説明会をして、その後に印鑑をもらっておるのですが、28 年と 30 年で申請事業者が違うという形になっております。両方とも事業者は違うのですが、事業説明は〇〇が両方ともしてありますが、その流れで、今の状況になっているのかなと思います。一度は説明をしたという認識を持たれて、判を押されたのかなと思います。</p>
委員	<p>このような申請が、続々と出ると聞いている。農業委員会も議案の添付資料として、同意書を付けたらどうか。</p>
事務局	<p>次回からそうします。</p>
委員	<p>今日の案件は、太陽光がほとんどだった。つい先日、松野町の不祥事が出ていたが、愛南町も他人ごとではない。これだけありますと、あちこちで苦情が出ております。ひどいのは、人間関係にひびが入ったり、行事がままならないなど。〇〇は、設置してあるパネルがでたらめな工事じゃないか、と町内外から意見があります。〇〇も山を焼いて工事現場の足場のような。かたや海で景観が素晴らしいですが、反対側はああいって形で設置されとる。農業委員会で篠山市に研修に行かせてもらったが、資料の中に、土地利用計画の中の太陽光設置基準というのを今度作りまして、市の条例で景観を守ろうと。国道県道から 100m 以内、JR 福知山線も 100m 以内、住宅から 100m 以内、森については見苦しい所は禁止というような、そういった案件で規制をして 11 月 1 日から施行ということで、もらった資料の中に入れておりました。これだけ太陽光が出てくると環境が壊され、人間関係も壊されるような状態が出てきます。まだ、どんどん計画は立てております。臨機応変と言っても、業者は目の色を変えてきます。町としても太陽光について設置基準というか、美しい田園風景、そして海の景観を守ろうとするなら、町独自の設置基準を作らないと。農業委員会は手続きさえしたら、だいたい認めるのですが、そういうことばかりしていたんじゃ、いけないか。ほとんどが町外の業者で、税金もとって帰る。行政サイドとしても、真剣にやってもらえたらと思います。</p>

事務局	<p>委員さんの言われることはごもっともだと思います。町の職員としても認識はしております。設置条例につきましては、現在条例化して環境衛生課の方が許可を出しております。また、環境について周りの風景などについては、環境課の中で把握をした中で、基準というのは分かりませんが、その中で判断をしているのだろうという認識でおります。今から今後多くなるということにつきましては、国が出しております FIT 法について、平成 31 年 4 月 1 日から改正があるということで、今まで許可を持っている、以前から手上げをして権利を持っている方、今もその権利をもって手続きをされている業者さんが多いのですが、話の中で聞きますと、保留案件として持っているものは認めないのだろうと。3 月いっぱいまでは駆け込みで入ってくる状況と、お聞きはしています。法的にどうだというところは確認していませんので、情報という形ですが。そういう流れで、どんどん申請は上がってくると思いますが、皆様のご協力の元、審査をしていただきたいと思いますので、宜しくお願い致します。</p>
委員	<p>愛南町はまだ条例は作っていないのじゃないか？設置要綱しか。</p>
事務局	<p>最初、要綱を作っていて、その後条例を作っています。「再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例」です。景観というのではないと思います。安全性や地区への迷惑は避けるなどがあると思います。</p>
議長(会長)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議長 河野 仁

議事録署名人 西崎 梅一

議事録署名人 田中 定嘉